

# 令和6年度 赤い羽根共同募金「地域ささえあいプロジェクト」実施要項

## 1. 目的

岡山県共同募金会（以下、「本会」という）では、本年度、共同募金運動期間の拡大（1月1日～3月31日の3ヶ月間）の機会を活用し、地域の福祉課題の解決に取り組む「地域ささえあいプロジェクト」を実施します。

本プロジェクトは、地域の様々な社会課題の解決に取り組んでいるNPO法人等と協働して、課題解決の必要性を広く県民の皆様にアピールしながら、NPO法人等の活動に必要な資金を募集するものです。

本プロジェクトを通じ、「新しいささえあい」のかたちを実現するとともに、福祉課題の解決を目指します。

## 2. 実施期間

令和7年1月1日～同年2月28日

## 3. 参加団体の要件（助成対象団体）

次に掲げる分野で活動するNPO法人等で、本会が適切と認めた団体を参加団体とします。

- (1) 子育て支援及び児童健全育成に関する活動
- (2) 高齢者の生活支援及び社会参加に関する活動
- (3) 障がい者の生活支援及び社会参加に関する活動
- (4) 生活困窮者への支援活動
- (5) 孤立を 방지、またその解消を図るための支援活動
- (6) 自殺予防活動
- (7) その他地域の福祉課題の解決を図る支援活動

## 4. 参加申請（公募）

### (1) 「助成事業・募金活動実施計画申請書」の提出

本プロジェクトに参加を希望するNPO法人等は、本プロジェクトに係る「助成事業・募金活動実施計画申請書」（様式 1-1、1-2、1-3／本会ホームページからダウンロード可）を本会に提出します。

### (2) 募集期間

#### ① 県域を活動範囲とする団体

令和6年6月28日までに、申請書を本会に提出してください。

#### ② 市町村の区域内を活動範囲とする団体

令和6年6月14日までに、団体が所在する地域の市町村共同募金委員会（市町村社会福祉協議会内）に申請書を提出してください。

\*市町村共同募金委員会は、当該申請書に意見書を添付のうえ、6月28日までに本会に提出します。

### (3) 募集团体

募集する団体は、10団体程度とします。

## 5. 参加団体の決定／実施説明会の開催

令和6年9月頃開催の選考委員会にて参加の可否を審査し、同年10月頃開催の共同募金配分委員会にて決定します。

参加団体決定後、参加団体に対する本プロジェクトの実施説明会を開催します。

## 6. 助成対象経費

助成対象経費は、上記3の活動を行う事業費（事業実施に直接要する経費）のみとし、管理費については助成の対象としません。

## 7. 募金活動／助成金

### (1) 募金活動

募金は、寄付者が参加団体を指定できる専用の払込取扱票（郵便振替用紙）により行います。募金は、本会口座に入金されます。

各参加団体は、自らの活動の必要性を訴えながら、その活動に必要な資金を主体的に調達するための募金活動を行います（目的募金）。

### (2) 助成金〔募金額＋加算額〕

令和7年1月1日から同年2月28日までの実施期間内に本会に入金のあった募金は、各団体の募金額に次に掲げる一定額を加算し、1万円未満を切り捨てた額を各団体へ助成します。ただし、加算する額は20万円を限度とします。

①募金額が50万円以下の場合は、その募金額の15%を加算

②募金額が50万円を超え、100万円以下の場合は、①の額に加え、50万円を超えた額の10%を加算

③募金額が100万円を超えた場合は、①、②の額に加え、100万円を超えた額の5%を加算

## 8. 募金額・助成額の確定

### (1) 参加団体における寄付者名簿の作成

本会は、募金入金の通知があり次第、参加団体を指定した払込取扱票の写しをメールにて送信します。各団体は、この払込取扱票の写しに基づき、寄付者名簿（様式2-2）を作成します。

### (2) 領収書の発行

払込取扱票の「振替払込請求書兼受領書」をもって本会の領収書に代えさせていただきます。

共同募金会への寄付金に対する税制上の優遇措置を申告する寄付者については、申し出により本会の領収書を発行します。

### (3) 寄付者名簿に基づく募金額の報告

参加団体は令和7年2月28日付の寄付金入金をもって締め切った寄付者名簿を添付して「募金集計報告書」（様式2-1、様式2-2）を本会あて提出します。

### (4) 募金額の確定

参加団体からの「募金集計報告書」に基づき、本会において各団体の募金額を確定します。

(5) 実施期間外の募金と取扱い

実施期間外に入金された募金は、本会の一般募金として扱います。

(6) 助成額の決定

募金額の確定後、令和7年3月初旬の本会配分委員会に諮り、各参加団体の助成額を決定します。

9. 助成金の交付

助成金の交付は、令和7年4月以降、参加団体からの「助成金交付申請書」(様式4-1、4-2)の提出に基づき、交付します。

10. 助成対象事業の明示・報告

(1) 参加団体が、助成を受けた事業を実施する際は、「赤い羽根共同募金」の助成金によるものであることを明示しなければなりません。

(2) 助成を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内に「助成事業完了報告書」(様式6)を本会に提出するものとします。

令和6年度 赤い羽根共同募金「地域ささえあいプロジェクト」実施スケジュール

時期	内容
本年度	<p>4月～6月</p> <p><b>プロジェクトへの参加申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業・募金活動実施計画申請書（様式1-1、1-2、1-3）提出</li> </ul> <p>① 県域を活動範囲とする団体 → 本会へ申請書提出【期限:6月28日】</p> <p>② 市町村域を活動範囲とする団体 → ・団体が所在する地域の市町村共同募金委員会へ申請書提出【期限:6月14日】 ・市町村共同募金委員会は提出された申請書に意見書を添付して本会へ提出【期限:6月28日】</p>
	<p>9月</p> <p><b>プロジェクト参加団体選考</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボランティア団体・NPO活動支援事業」等選考委員会にて申請事業内容及び参加の可否を選考</li> </ul>
	<p>10月</p> <p><b>プロジェクト参加団体決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分委員会にて申請事業内容及び参加の可否を決定</li> </ul>
	<p>10月下旬～11月下旬</p> <p><b>団体専用払込取扱票（郵便振替用紙）兼チラシ入稿・校正・印刷</b></p> <p>参加団体は、本会が指定する印刷範囲内で各自デザインし、本会指定の印刷会社に入稿する。</p>
	<p>12月中旬</p> <p>団体専用払込取扱票兼チラシ完成・発送／プロジェクト開始準備</p>
	<p>1月～2月</p> <p><b>募金活動（プロジェクト）実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体専用払込取扱票による募金【募金の振込期間:1月1日～2月28日】</li> </ul>
	<p>3月初旬</p> <p><b>募金実績集計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募金集計報告書（様式2-1）、寄付者名簿（様式2-2）提出【期限:3月5日※予定】</li> </ul> <p>配分委員会開催（助成額決定）</p>
	<p>3月下旬</p> <p>理事会・評議員会開催（助成額決定の承認）</p>
来年度	<p>4月上旬</p> <p><b>助成決定通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月上旬開催予定の配分交付式にて助成決定通知書交付</li> </ul>
	<p>4月以降</p> <p><b>助成金交付・助成対象事業実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金交付申請書（様式4-1、4-2）提出【期限:12月26日】</li> </ul>
	<p>3月31日</p> <p>参加団体の助成対象事業終了</p>
再来年度	<p>4月末日</p> <p><b>報告書提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業完了報告書（様式6-1、6-2）提出【期限:4月末日】</li> </ul>